

英語の中間構文についての一考察

有吉 淳一郎

1. はじめに

本稿では英語の中間構文 (middle construction) に焦点を当て、その文法性について考察する。能格構文や受動文との対比から論じられることも多い当構文であるが、文法的特異性ゆえ、その文法性を巡ってさまざまな提案がなされてきた。以下ではまず、いくつかの構文の観察を通じ、言語形式には、我々言語主体による事態把握のあり方が反映されていることを概観する。そして英語の中間構文について、認知的アプローチの枠組みにおけるprimary responsibility (主たる責任性) という概念に着目し、その成立に関して生態心理学のアフォーダンス (affordance) の観点から考察していく。

2. 形式と意味

言語形式には、言語主体による事態把握のあり方—認知—が反映されている。以下ではこの点について、池上 (2006) に基づき、構文に関わる具体的事例を通じて概観する。

1つ目として取り上げるのは、能動文と受動文である。数ある構文の中でも、特に基本的な形式として位置づけられるであろう。

- (1) a. John struck Bill.
- b. Bill was struck by John.

これらの構文については、中学校や高校の英語の授業で、書き換え演習をした覚

えのある人も多いのではないだろうか。

能動文の受動文への書き換えで行われること—これは一種の機械的操作と言ってもよいであろうが—は、能動文の目的語を主語にし、be動詞を挿入し、元々の動詞を過去分詞形に変え、そして能動文の主語を前置詞byの補部として表示する、といった一連の手続きである。

(1a) と (1b) は形は違うものの、殴るという行為を行ったのはJohnであり、対して、この殴るという行為を受けたのはBillであるわけであるから、両者は客観的な意味—真理条件的なレベル—においては同じであると言えるであろう。また言うまでもなく、両者はそれ自体、文法的に何ら逸脱したところはない。しかしながら、例えば以下に示されているとおり、ある問いに対する返答として用いられた場合、両者の文法性には差異が認められることとなる。

(2) a. “Who did John strike?”

b. “John struck Bill.”

c. “Bill was struck by John.”

ジョンが殴った相手を問われ、(2b) のように能動文で返答するのは自然であるが、(2c) のようにそれに対応する受動文で返答するのは不自然である。この差異は、(2b) と (2c) の意味が同じではない、ということを示すものと考えられるだろう。John struck Bill.とBill was struck by John.は同一の出来事を表現してはいるものの、前者では当該の出来事がジョンを参照点として—言い換えればジョンの行為の観点から—捉えられている。これに対し、後者では出来事がビルを参照点として—言い換えればビルの被った行為の方に焦点を当てて—捉えられている。両者は同一の出来事について述べており、真理値的にも同じではあるが、事態の捉えられ方は異なっており、双方の意味は同じであるとは言えないのである。

次に動詞believeとその構文について概観する。believeは、I believe him.のように目的語として名詞句を後続させる形だけではなく、さまざまな構文で用いられる。以下のとおりである。

- (3) a. I believe John honest.
b. I believe John to be honest.
c. I believe that John is honest.

(3a) は目的語と補語を従えており、いわゆる第5文型と呼ばれるものである。
(3b) は目的語のあとにto不定詞句を、(3c) は名詞節であるthat節を従えている。

これらの文は、先述の能動文と受動文のペアと同様、それぞれ書き換えが許される。実際これらについても、学校文法ではしばしば書き換えの演習問題で取り扱われてきたことであろう。いずれの文も「私はジョンが正直だと信じている」というように訳出されるように思われるし、事実、これらの文はいずれも意味的な違いがないように思われる。しかしながら、これら3文はそれぞれ意味が異なるのである—どのような差異があるのであろうか。この点について考えてみる。

(3) の例文はすべて、ジョンが正直であるということを私が信じている、という内容を述べている点については同じである。しかしながら、ジョンの正直さを私が信じる、その裏付けとして、私の直接的な体験がどのくらいあるのか、という点で異なるのである。私が実際にジョンの正直な振る舞いに接した—自らが直接的に体験した—場合には (a) が用いられる。これに対して、そのような直接的な体験を自らはしたことはないものの、周囲の人々からの話を聞いてそこから判断するなど—間接的な証拠を通じて—の場合には、(c) に見られるthat節を従える形式が選ばれるのである。両者の形式の違いは、主張内容の裏付けとしての体験の度合いの違いを反映しているわけである。なお、(b) はこのような体験の度合いにおいて、これら両者の中間に位置づけられる。

次はいわゆる第3文型と第4文型の交替パタンの事例である。以下、池上(1991) に従い、その意味的差異および文法性について概観する。

- (4) a. John showed a photo to Mary.
b. John showed Mary a photo.

これらは双方とも、JohnがMaryに写真を見せるという行為を表しており、意味は同じであろう—このように思われるかもしれない。しかし、例えばJohnがMaryに対して写真をほらっ、といった感じで示す行為を行う—この点においては確かに両者に差異はないわけであるが、Maryがその差し出された写真を見るに至ったのか、あるいは見ていないのか—この点において双方には違いが確認されるのである。JohnがMaryに対して写真を差し出したものの、当のMaryは何か他のことに夢中であったなどのために、写真を目にしなかった—このような場合には (a) が用いられる。逆に、Maryはその差し出された写真を実際に目にした—このような場合には (b) が用いられる。Johnの行為に対し、Maryが実際に見たかどうかに関する含意が、両構文で異なるのである。

次も (4) と同様、第3文型と第4文型の交替パタンの事例である。

(5) a. John taught English to Mary.

b. John taught Mary English.

これらはともに、JohnがMaryに英語を教えた、ということを述べており、先述のパターンと同様、両者には何ら違いはないのでは、と思われるかもしれない。しかしながら、ここにおいても違いが確認されるのである。それは例えば、以下のような内容を後続させる場合において明らかにある。

(6) but she didn't master it at all.

(6) を続ける際に自然なのは (5a) の方なのである。(5b) のいわゆる第4文型においては、Maryが英語を習得したという意味合いが含意されるのに対し、(5a) の方ではそのような含意はなく、習得したかどうかといった点については中立なのである。このような違いのために、(5b) に後続させた場合には、文章全体として矛盾が生じることになってしまうのである。

以上、言語形式には、言語主体による事態把握のありようが反映されており、

形式が異なればその意味は異なることを見た。次節ではこのような観点から、中間構文の文法的特徴について、能格構文との対比を通じて概観し、primary responsibility（主たる責任性）に基づくアプローチについて考察する。

3. 中間構文とresponsibility

中間構文とは、以下に見られる構文である。

- (7) a. This car drives well.
- b. This book reads easily.

構造的には主語と能動形の動詞から構成され、一般的には文末に修飾語句を伴う。受動文同様、主語は動詞の基底の目的語に相当する要素であり、また、意味的にも対応する受動文に似ているように思われる。しかしその一方で、動詞の形態は能動形のそれを保持している。中間構文は、受動文と能動文の性質を併せもっている一まさに当構文が中間構文と呼ばれる所以である。

さて、この中間構文と同じくして、主語と能動形の動詞から構成される構文に、能格構文（ergative construction）と呼ばれるものがある。両者は表面的には類似しているが、以下に示されているとおり、文法上さまざまな点で差異が見受けられる。

例えば、能格構文では行為者が含意されないのに対し、中間構文では含意される。以下に示されているとおりである。

Fiengo (1980) and others have observed that middles seem to retain an “implicit agent,” whereas ergatives do not. Thus, *The hedge trims easily* clearly presupposes a trimmer. On the other hand, *The boat sinks* does not require an agent, although the event it describes cannot occur without a cause. The fact that there is no external agent at times gives the ergative structure the nuance that the theme is also agent.

(Keyser and Roeper 1984: 404-405)

ただし、中間構文では行為者が含意されるとはいえ、それはあくまでもその解釈上に過ぎない。中間構文においては、ある特定の人物を参照する名詞句はおろか、総称的な意味合いをもつ名詞句であっても、by句による明示は許されない。

- (8) a. *This book reads by Bill.
b. *This book reads by people in general.

次は時制に関してである。能格構文 (9a) は、ある特定時の出来事を指すことが可能であり過去時制を許すが、中間構文 (9b) は現在時制で用いられ、過去時制では用いられない。

- (9) a. At yesterday's house party, the kitchen door opened.
b. *At yesterday's house party, the kitchen wall painted easily.
(Keyser and Roeper 1984: 384-385)

次は修飾語句の共起に関してである。能格構文 (10) ではその共起は必須ではないものの、中間構文 (11) においては通例必須であり、文末に副詞的要素が生起することが多い。

- (10) a. The door opened.
b. The bomb exploded.
(11) a. *This book reads.
b. This book reads easily. (= (7b))

一般的に考えた場合、修飾語句は文の成立にとっては義務的ではない、任意の要素であると思われるが、中間構文においてはその生起がほぼ義務的なのである。

以上、中間構文に関して、能格構文との対比を通じ両者の差異および文法的な特徴について概観した。中間構文の文法性はどのように説明されるだろうか。

中間構文の文法性を巡っては、これまでにさまざまな提案がなされてきたが、その1つとしてprimary responsibility（主たる責任性）という概念に基づく認知的なアプローチが挙げられる。これは概略、中間構文の表層の主語は、動詞句の意味内容の成立に対して責任を担う、そのような事物である、と規定するものである。換言すれば、中間構文は、動詞句の表す意味内容が主語名詞の特性に依存して成立すると見なされる、そのような場合に容認される、となる。以下ではこの責任性の概念に基づき、中間構文の文法性がどのように説明されるのかを具体的に見ていく。

まず以下の例をご覧ください。

(12) a. Bean curd digests easily.

b. *Bean curd eats easily.

(Lakoff 1977: 248)

消化および食べるという行為はともに、食べ物をその対象としており、意味的にも関連性が高いが、中間構文での容認性は異なるのである。

このdigestとeatに見られる文法性の差異について、責任性の観点から次のように説明される。ある物を容易に消化するという行為の成立に関しては、行為者の特性ではなく、消化される物自体の特性がその責任を担うために（12a）は容認されるが、ある物が容易に食べられるかどうかということについては、行為者の側に責任があるために、（12b）は容認されない。

消化という行為について、それがどのように遂行されるのか、その事態のありようについては、行為者側というよりはむしろ、食べ物の素材や成分などといった、食べ物自体の特性に左右される、つまり、事物の側に責任があると捉えられるのが普通であろう。これに対し、食べるという行為については、食べ物の特性に依存して遂行されるというよりも、それを食べる行為者の側に通例その責任があると捉えられるであろう。

しかしながら、動詞eatが中間構文において絶対用いられない、というわけではない。

(13) A: What shall I have for lunch, an apple or a grapefruit?

B: Since you only have five minutes, take an apple. It eats more rapidly than a grapefruit. (van Oosten 1977: 463)

この場合、eatが容認されるのは、りんごがグレープフルーツと比較されることによって、素早く食べることを可能にする、りんごのもつ特性一皮が薄い、手が汚れにくい、さほどゴミが出ないなどが想起され、結果、主語が動詞句の表す意味内容に対して、責任を担うものと捉えられるためと考えられるだろう。

中間構文においては、主語名詞の特性が動詞句の表す意味内容の成立に対して責任を担う一このことは以下の対比からも明らかであろう。

(14) a. The clothes wash with no trouble because they're machine-washable.

b. *The clothes wash with no trouble because I have lots of time.

(van Oosten 1977: 460)

主節は、衣服が容易に洗えるのは、その衣服自体の特性による、と主張している。(14a)では、because節の内容が衣服のもつ、そのような特性を意味的に補っているので問題はないが、(14b)は、because節の意味内容が主節の意味内容と矛盾することになるので、容認されないのである。

この責任性に基づく説明は、動詞sellとbuyの文法的振る舞いの違いについても有効である。両者は逆意を示す語であり、ともにその意味内容には、品物の移動および金銭のやり取りを伴うなど、共通点も多い。しかしながら中間構文で用いられた場合、その文法性は大きく異なる。sellが容認されるのに対し、buyは容認されない。

(15) a. This car sells well.

b. *This car buys well.

この差異について、責任性の観点から次のように説明される。車の売れ行きについて考えた場合、これにはもちろん、売り手である行為者の努力も関係するが、車自体の価格、人気度、スタイリング、性能、話題性など、車そのものの特性がそのあり方を大きく左右する。それこそ放っておいても売れるものは売れる。そこで、動詞sellについては、主語名詞に事態成立に対する責任性があるものと捉えられる。一方、買うという行為については、買い手の懐具合や決心など、行為者側の要因によるところが大きいものと考えられるだろう (Lakoff 1977: 251)。

事態成立に関わる動詞sellとbuyの差異については、以下の対話文からも明らかであろう (van Oosten 1977: 464-465)。¹

- (16) How did Marie manage to sell the car?
- (17) a. She's taken three Dale Carnegie courses and could sell anybody anything.
b. It's a great car, a real bargain.
c. The world is full of suckers.
- (18) How did Alex manage to buy the car?
- (19) a. He quit school, got a job, pooled all his resources, sold his books, moved into a cheaper apartment, got a roommate, pawned his guitar...
b. #Alex thinks it's a great bargain, which will pay for itself in no time.
c. #It's a great car, a real bargain.
d. #The salesman at the Jaguar place could sell anybody anything.

どのようにして車を売ることができたのか、という問いに対する返答としては、(17) のすべてが可能である。つまり、売るという行為を行ったその行為者のみならず、売られた事物、またはこれら以外の事柄にその原因を帰すことができる。これに対し、車をどのようにして買うことができたのか、という問いに対する返

答としては、(19) のすべてが可能というわけにはいかず、(a) のみが許される一買うという行為については、その成立は行為者に依存しており、それ以外の、例えば、買われる対象である事物の側に、その責任を付すことはできないのである。

以上の説明は、buyを用いた場合でも、主語名詞が動詞句の表す意味内容の成立に責任をもつことができるような文脈であれば、容認されうることを示唆する。事実、そのような場合においては容認される。

(20) The low mortgages on these houses mean that they buy easily.

(O'Grady 1980: 66, fn. 7)

ローン (mortgage) が安いという文脈付加により、家に、買うことが容易であるということに対する責任性が読み込まれることとなり、容認性が向上するものと考えられるであろう。責任性の概念に基づくと、このような文脈付加による容認性の揺れについても説明が可能なのである。

以上、責任性に基づくアプローチでは、中間構文は、その表す事態が主語名詞の事物の特性に依存して成立すると捉えられる場合に容認される、ということになるわけであるが、このような考えに異論が呈されることがある。例えば、This car drives well.について、主語である車の特性のために動詞句の意味内容が成立すると捉えられるのであれば、以下の文についても、主語である山の特性、例えば、その形状や位置などによって、動詞句の意味内容が成立すると捉えられてもよいのではないか、という主張である (平井 2005: 115, 注9)。

(21) *That mountain sees clearly from a distance. (Taniguchi 1994: 190)

しかしながら実際にはこの文は容認されない。車はその運転がよくなされることに対して責任を担えるが、山はそれが遠くからはっきりと見られることに対して責任を担うことはできない—これはなぜか。

以下ではこの問題を紐解くにあたり、primary responsibility—主たる責任性—について、吉村（1995）での規定に従うこととする。以下のとおりである。

ある行為が対象の属性に関与する仕方で遂行されていると見なされるとき、
その属性が行為に対して持っている原因性（吉村 1995: 280）

この規定に基づくと、This car drives well.が容認性が高いのは、主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められやすいため、*That mountain sees clearly from a distance.が容認されないのは、主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められないため、となる。

車は運転という行為に対する関与性が認められやすく、山は見るという行為に対する関与性が認められない—この差異はどのように説明されるのだろうか。次節ではこの点について、生態心理学におけるアフォーダンスの観点から考察する。

4. アフォーダンスとresponsibility

アフォーダンス (affordance) とは、ギブソンが動詞affordを基にして作った造語である。アフォーダンスは、環境が動物に提供するもの、良いものであれ悪いものであれ、用意したり備えたりするものである、とされる（ギブソン 1985: 137）。

ここでギブソン（1985）に基づき、アフォーダンスの例を2つ取り上げてみる。まず1つ目は支持のアフォーダンスである。陸地の表面がほぼ水平で、平坦で、動物の大きさに対して十分な広がりがあり、また動物の体重に比べて固いのであれば、その表面は支えることをアフォードすることとなる。このような面を我々は、土台、地面、床などと呼ぶ。このような、水平、平坦、広がり、固さといった4つの特性を有する面が、もし膝の高さのところにあるのであれば、この面は今度は座るという新たな行為をアフォードすることになる—これが2つ目の例、着座のアフォーダンスである。事物に対する行為は、そこに見出される行為のアフォーダンスにより動機づけられるのである（佐々木 2008: 137）。

ここで1つ注意すべき点がある。それは、これらの行為のアフォーダンスを構成する種々の特性は、面の物理的特性ではあるものの、動物にとっての行為のア

フォーダンスとしては、動物との関係性において決まる、という点である。これは先ほどの着座のアフォーダンスの例から明らかである。例えば、大人にとって着座をアフォードする面であっても、子供は膝の高さが大人とは異なるため、その面は子供に座るという行為をアフォードしないであろう。同じ事物に対してであっても、そこに見出される行為のアフォーダンスは、行為者の身体性に依じて異なりうるのである。行為者は、自身の身長や体重といった身体性を通して、環境に行為のアフォーダンスを構成する特性を見出し、そしてそのアフォーダンスを利用することで行為を行うのである。先ほどの例で言えば、ある面に対して座るという行為がなされるのは、そこに、水平、平坦、広がり、固さ、そして高さという、着座のアフォーダンスを構成する特性が、行為者によって見出されるゆえである。我々は通例、このような行為を可能とする事物を「イス」と呼んでいるが、このような行為のアフォーダンスが見出される事物は、何もイスである必要はない。それは、切り株でも、階段の段でも、(行儀はともかく) テーブルでもよい。先ほど列挙した着座のアフォーダンスを構成する特性が見出されれば、そのアフォーダンスが利用されることにより、当該の行為がそこに可能ならしめられるのである。

さてここで、中間構文におけるprimary responsibility—主たる責任性—の成立について、アフォーダンスの観点から考えてみたい。

事物に対する行為は、そこに見出される行為のアフォーダンスにより動機づけられるわけであるが、この行為のアフォーダンスは、それを構成する特性が行為者に身体性を通じて知覚されることにより見出される。よって、着座のアフォーダンスの例で見たように、同一の事物に対してであっても、知覚者が異なればそこに見出される行為のアフォーダンスは異なる。事物がどのような行為の対象と見なされるかは、潜在的には非特定のなのである。

そこで、事物が特定の行為の対象と見なされやすい、ということは、当該行為のアフォーダンスを構成する特性が見出されやすいことを意味すると捉えられるだろう。事物に、ある行為のアフォーダンスを構成する特性が見出されやすい、ということはすなわち、その特性に当該行為に対する関与性が認められやすい、

ということに他ならないだろう。

先に、primary responsibilityの規定に基づくと、This car drives well.では主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められやすく、*That mountain sees clearly from a distance.では主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められない、となることを見たが、この差異はアフォーダンスの観点から、それぞれにおける主語名詞と動詞の表す行為との関係性の違いに起因するものとして捉えられるだろう。

すなわち、This car drives well.において、主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められやすいのは、主語が当該の行為の対象と見なされやすい、そのような事物である、ということに帰せられるだろう。というのは、上述したように、事物が特定の行為の対象と見なされやすいということは、当該行為のアフォーダンスを構成する特性が見出されやすいことにより、その特性に当該行為に対する関与性が認められやすいものと考えられるからである。一方、*That mountain sees clearly from a distance.について、主語名詞の特性に動詞の表す行為に対する関与性が認められないのは、主語が当該の行為の対象と見なされやすい、そのような事物でない、ということに帰せられるだろう。

以上は、中間構文について、動詞の表す行為の対象と見なされやすい、そのような事物が主語である場合、容認性が高い、ということを主張するものであるが、このことは、以下の例から支持されるであろう。これらはいずれも容認性が高い。

- (22) a. Japanese cars drive easily.
b. This pipe smokes nicely.
c. This piano plays easily. (吉村 1995: 290-291)

上記の例文からも明らかなように、ある行為の対象と見なされやすい事物とは、典型的には、当該行為の遂行をその目的として具備している事物であろうが、事物がどのような行為の対象と見なされやすいか—この点については、話者間で揺れが生じる可能性があるであろう。以下をご覧ください。

(23) a. *Little villages pass easily.

(Ackema and Schoorlemmer 1994: 78)

b. (codriver to driver:) That next truck won't pass easily—it's pretty long and travelling very fast.

(Ackema and Schoorlemmer 1994: 79)

村という事物は、passingという行為の対象とは通例見なされないであろう。同様に、トラックについても通例は、passing—追い越す—という行為の対象とは見なされないであろう。しかしながらシチュエーションによっては、そのような行為のなされる対象として見なされることはありうるだろう。このような場合、当該行為のアフォーダンスを構成する特性が読み込まれ、行為に対する関与性が事物の特性に認められるようになり、(23b) に示されているように容認される—このように考えられるのではないだろうか。

以上のように考えると、容認不可とされる場合であっても、その主語名詞を、当該の動詞の表す行為の対象と見なされやすい事物にすることによって、容認性が向上することが予想される。このことは実際、以下の対比から確認される。

(24) a. *Mountains climb easily for experienced mountaineers.

(Ackema and Schoorlemmer 1994: 78)

b. (prison architect:) This wall looks as if it would climb too easily. Better put some barbed wire on top.

(Ackema and Schoorlemmer 1994: 79)

(24b) に関し、壁は通例、場所と場所を隔てるために設置されるものであり、登るという行為の対象ではない。しかし、例えば脱走を試みようとする者からすれば、登るという行為の対象と見なされうる、そのような事物であると言えるであろう。このような状況においては、事物に当該行為のアフォーダンスを構成する特性が読み込まれ、行為に対する関与性が認められることにより、容認性が向

上するものと思われる。

次例についても同様に考えられるだろう。²

- (25) a. *Cities destroy easily. (Levin 1993: 239)
b. The twist is the asteroids don't destroy easily.

(25a) に示されているように、destroyは通例容認されないが、(25b) においては容認される。実はこの(25b)は、シューティングゲームについての説明文である。町が破壊行為の対象と見なされないのと同じく、惑星についても通例、破壊という行為の対象とは捉えられないわけであるが、このようなゲームの状況においては、惑星は標的であり、破壊される対象として見なされている。よって、当該行為のアフォードンスを構成する特性が読み込まれ、その特性に当該行為に対する関与性が認められるようになる—このように考えられるだろう。

最後に、動詞playの振る舞いについて見てみる。playは下記(26a)のように、楽器を主語にしては中間構文でよく用いられるが、楽曲を主語にした場合は容認されない。

- (26) a. This piano plays easily. (= (22c))
b. *This sonata plays easily. (谷口 2005: 191)

谷口(2005)は、(26a)とは異なり(26b)が容認されない理由を、主語名詞であるsonataが、演奏という行為の結果として生じる事物である、ということに帰し、action chainについて作成動詞と同様の分析を行っている。しかしながら、同じ主語と動詞を用いた例であっても、修飾語句の付加によって容認可能となることが確認される。以下のとおりである。³

- (27) The first sonata plays well on the oboe, too.

修飾語句が付加されることによって、主語名詞のsonataが、行為の結果生じる事物ではなくなる、というわけでもないだろう。on the oboeという要素が付加されることによって、ソナタのもつ、演奏という行為のアフォーダンスを構成する特性—そのメロディや曲調など—が表出し読み込まれ、主語名詞の特性に当該行為に対する関与性が認められることにより、容認性が向上する—このように考えられるのではないだろうか。

5. おわりに

本稿では、言語形式は、言語主体による事態把握のあり方を反映していることを概観した上で、英語の中間構文の文法性について考察した。先行研究において提案されているprimary responsibilityという認知的概念の成立に関して、生態心理学におけるアフォーダンスの観点から検討し、中間構文の容認性および容認性の揺れなど、その文法性に関する説明可能性を提示した。

注

1. 用例の#は、返答文としては容認不可であることを示す。
2. 用例 (25b) は以下のサイトから引用: <http://www.os2world.com/games/index.php/native-games/packs/236-ibm-funpack-for-os-2-warp>
3. 用例 (27) は以下のサイトから引用: <http://www.musicastorica.com/index.php4?sidenavn=biografi&komponistid=32>

参考文献

- Ackema, P. and M. Schoorlemmer. 1994. "The middle construction and the syntax-semantics interface." *Lingua* 93, 59-90.
- ギブソン, J. J. 1985. 『生態学的視覚論—ヒトの知覚世界を探る—』 古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻訳. サイエンス社.
- 平井剛. 2005. 「英語中間構文の意味構造」『認知言語学論考No. 5』 79-118. ひつじ書房.
- 池上嘉彦. 1991. 『<英文法>を考える <文法>と<コミュニケーション>の間』 筑摩書房.

- 池上嘉彦. 2006. 『英語の感覚・日本語の感覚 <ことばの意味>のしくみ』 日本放送出版協会.
- Keyser, S. J. and T. Roeper. 1984. "On the Middle and Ergative Constructions in English." *Linguistic Inquiry* 15, 381-416.
- Lakoff, G. 1970. *Irregularity in Syntax*. New York: Holt, Rinehart & Winston.
- Lakoff, G. 1977. "Linguistic Gestalts." *CLS* 13, 236-287.
- Levin, B. 1993. *English Verb Classes and Alternations: A Preliminary Investigation*. Chicago and London: University of Chicago Press.
- O'Grady, W. D. 1980. "The Derived Intransitive Construction in English." *Lingua* 52, 57-72.
- 佐々木正人. 2008. 『アフォーダンス入門 知性はどこに生まれるか』 講談社.
- Taniguchi, K. 1994. "A Cognitive Approach to the English Middle Construction." *English Linguistics* 11, 173-196.
- 谷口一美. 2005. 『事態概念の記号化に関する認知言語学的研究』 ひつじ書房.
- Van Oosten, J. 1977. "Subjects and Agenthood in English." *CLS* 13, 459-471.
- 吉村公宏. 1995. 『認知意味論の方法』 人文書院.

